

問 合 せ 先	広島市社会福祉協議会
	中区事務所 (249-3114)
	東区事務所 (263-8443)
	南区事務所 (251-0525)
	西区事務所 (294-0104)
	安佐南区事務所 (831-5011)
	安佐北区事務所 (814-0811)
	安芸区事務所 (821-2501)
	佐伯区事務所 (921-3113)
	地域福祉推進課事業係 (264-6404)

生活福祉福祉資金（緊急小口資金）特例貸付制度

1 支援策の内容

被災によって必要となる生活費を貸し付けします。

2 対象者（要件等）

災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要と都道府県知事が設定した地域に避難前の住所を有し、広島県に避難された方（世帯）。

ただし、以下の要件を満たすこと。

- ① 当分の間（1か月程度以上）広島県に居住する予定であること
- ② 継続的に連絡がとれること

3 貸付限度額

10万円

※ ただし、次に該当する場合は20万円

- ① 世帯員に死亡者がいるとき。
- ② 世帯員に要介護者がいるとき。
- ③ 世帯員が4人以上いるとき。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に広島県社会福祉協議会長が認めるとき。

4 据置期間

貸付けの日から1年以内

5 償還期限

据置期間経過後2年以内

6 連帯保証人・貸付利子

不要・無利子

7 相談・申請窓口

避難先住所地の社会福祉協議会